

高知県中小企業・小規模企業振興指針 (案)

令和 4 年●月

高 知 県

《 目 次 》

第1章 指針策定の趣旨

- 1 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について
- 2 高知県中小企業・小規模企業振興条例について
- 3 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

基本方針1 「経営基盤の強化」及び「経営革新の促進」

- ①経営基盤の強化及び経営資源の確保
- ②生産性の向上
- ③新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進
- ④知的財産の活用及び産学官の連携

基本方針2 「創業の促進」及び「事業承継の円滑化」

- ⑤創業及び新たな事業の創出の促進
- ⑥事業の承継の円滑化
- ⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

基本方針3 「販路等の拡大」

- ⑧地産外商の強化

基本方針4 「資金供給の円滑化」

- ⑨資金供給の円滑化

基本方針5 「人材育成及び確保」

- ⑩事業活動を担う人材の育成及び確保
- ⑪働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

基本方針6 「地域の活性化や地域の多様な資源の活用の促進」

- ⑫商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
- ⑬地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

基本方針7 「環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応の促進」

- ⑭脱炭素化をはじめとするSDGs等の新しい課題への対応
- ⑮自然災害や感染症への対応の促進

第3章 指針に基づく施策の推進

- 1 推進体制について
- 2 県民理解の促進について
- 3 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について
- 4 指針の見直しについて

第1章 指針策定の趣旨

1. 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について

本県の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）は、企業数の99.9%、従業者数の91.9%と県内企業の大部分を占め、ものづくりやサービスの提供、農林水産物の出荷などを通じて県経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしています。

また、中小企業等は業種、規模、経営方針やビジネスモデルも多種多様であり、様々なサービスや就業の機会を提供することで、地域社会や県民生活を支えるなど、本県にとって欠かすことのできない重要な存在です。

しかしながら、全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、人口減少によるマーケットの縮小や後継者不足に呼応する形で、企業数、従業者数ともに減少しています。

企業数等の減少は、消費低迷等による本県経済規模の縮小に拍車をかけるとともに、地域における十分なサービスの提供や雇用の維持ができなくなるなど、県経済及び県民生活に深刻な影響を及ぼします。

こうした影響の解消に向けては、中小企業等の安定した事業継続及び多様で活力ある成長はなくてはならない視点であり、今まで以上に中小企業等の振興が求められる状況になっています。

企業数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
		構成比		構成比		
中小企業	26,373 社	99.9%	24,997 社	99.9%	△1,376 社	△5.2%
うち小規模企業	23,326 社	88.4%	22,054 社	88.1%	△1,272 社	△5.5%

資料：中小企業白書（2019年版）

従業者数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	増減率
中小企業	173,284 人	89.1%	164,103 人	91.9%	△9,181 人	△5.3%
うち小規模企業	73,800 人	37.9%	70,150 人	39.3%	△3,650 人	△4.9%

資料：中小企業白書（2019年版）

【中小企業等の定義】

日本標準産業分類で指定している下記の業種を対象とする（事業を営む会社又は個人）

A 農業、林業	G 情報通信業	M 宿泊業、飲食サービス業
B 漁業	H 運輸業、郵便業	N 生活関連サービス業、娯楽業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	I 卸売業、小売業	O 教育、学習支援業
D 建設業	J 金融業、保険業	P 医療、福祉
E 製造業	K 不動産業、物品賃貸業	Q 複合サービス業※ ※うち農林水産業協同組合は対象外
F 電気・ガス・熱供給・水道業	L 学術研究、専門・技術サービス業	R サービス業（非営利的団体等他に分類されないもの）※ ※うち政治団体、宗教、外国公務は対象外

公序良俗に反する事業、暴力団又は暴力団と関係がある中小企業等による事業は対象外とする

《参考》

中小企業基本法における「中小企業者」「小規模企業者」の定義

●中小企業者

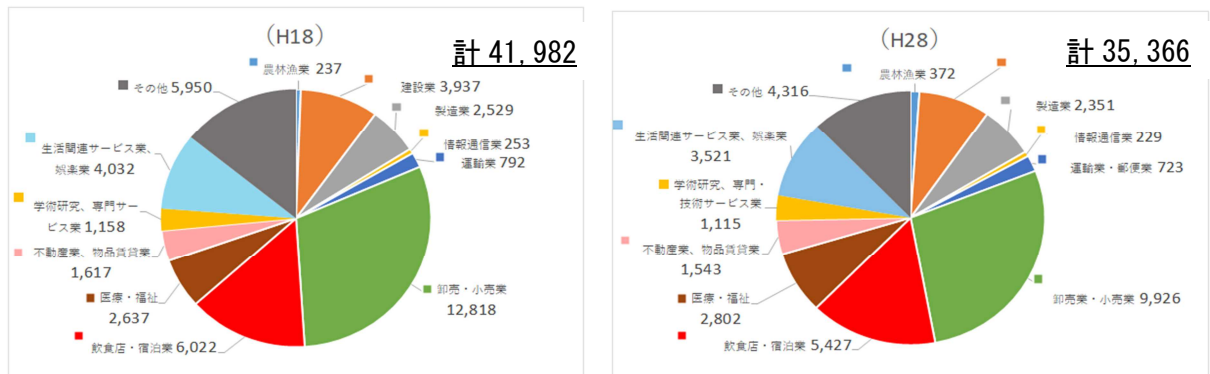
中小企業者の範囲は、次表のA、または、Bのいずれかに該当する者としてします。

主たる事業として以下の事業を営む会社又は個人	A 資本金または出資総額	B 常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種 (2から4までの業種を除く。)	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

●小規模企業者

小規模企業者とは、中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下のものとしてします。

【事業所数の推移】



資料：高知県統計書

H18 調査と H28 調査では下記 2 点で調査方法が異なるため、単純に比較することは適切ではないものの、「農林漁業」「医療・福祉」以外の産業分野では事業所数が減少している。

- (1) 商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の補足範囲を拡大
- (2) 本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入

農林漁業 H18 237 事業所 → H28 372 事業所 (+57.0%)
 建設業 H18 3,937 事業所 → H28 3,041 事業所 (△22.8%)
 製造業 H18 2,529 事業所 → H28 2,351 事業所 (△7.0%)
 卸売・小売業 H18 12,818 事業所 → H28 9,926 事業所 (△22.6%)
 宿泊業・飲食サービス業 H18 6,022 事業所 → H28 5,427 事業所 (△9.9%)
 医療・福祉 H18 2,637 事業所 → H28 2,802 事業所 (+6.3%)

2. 高知県中小企業・小規模企業振興条例について

本県では、これまで「産業振興計画」「日本一の健康長寿県構想」「建設業活性化プラン」「中山間総合対策」「南海トラフ地震行動計画」などの各種計画等の推進や、様々な施策を実施することで、幅広く経済の活性化や県民生活の維持・向上に取り組んできたところです。

そうした取組により、人口減少下でも拡大する経済へと構造を転じつつあるなど、様々な成果が現れてきました。

しかしながら、これまでの各種計画の取り組みではフォローし切れていない産業分野があることや、各産業分野ごとの計画等には、中小企業振興の理

念や方向性を共有する枠組が無いという課題がありました。

そうした課題に対応し、地域における経済活動や活力の維持・向上を図るため、高知県中小企業・小規模企業振興条例（以下「条例」という。）が令和3年3月に制定されました。

3. 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

（1）考え方

条例では、知事は中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するための「指針」を、策定することとしています。

県内中小企業等を取り巻く経営環境は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行はもとより、インターネット環境やIT技術の普及、地球温暖化、国内マーケットの縮小、人手不足や事業承継問題など多岐にわたり、また複雑化しています。

指針はこれらの課題に対応して、「地域地域で中小企業等が、まずは事業を継続し、そのうえで成長が図られるよう、取り組む方向性」を示すものです。

中でも、事業継続に欠かせない担い手の確保とともに、成長につながるデジタル化、グリーン化、グローバル化については、特に重点的に取り組んでいきます。

（2）進め方

条例では、中小企業等を振興するために普遍的かつ一般的な7つの「基本方針」を定めていますので、指針ではこの「基本方針」を念頭に置いたうえで、社会情勢や環境変化等に対応した具体的に取り組むべき方向性を示します。指針は、外部有識者で構成する高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見等を踏まえ、次に掲げる15の「施策の基本的方向」を定めています。

今後、この指針に基づき、審議会において県の施策を定期的に検証すると

ともに、県では、検証結果を踏まえて施策を推進します。

また、指針に基づく施策を、まずは令和6年3月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行います。

なお、毎年、施策を検証する中で、指針の見直しが必要となる場合には柔軟に対応します。

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

中小企業等の継続・成長を実現していくためには、条例第5条に規定されている様に、中小企業等による自主的な経営の向上及び改善が前提となります。

中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に必要な情報を届けることや、意欲の喚起につながる仕掛けが必要です。そのうえで、支援にあたっては、中小企業等の意欲や成長段階に応じた伴走支援を行っていくことが重要です。

また、事業者単体では取り組むことが困難な需要の喚起や、交流人口の拡大などに取り組むことも重要です。

その際には、経営資源に限りのある中小企業等においては事業者間のつながりによる事業展開も有効な手段となることから、デジタル技術を活用した事業者同士の連携も促進していく必要があります。

- ・セミナー、講演会等による普及啓発
- ・相談窓口の設置等による相談体制の充実
- ・関係機関と連携した事業者の意欲や成長段階に沿った伴走支援
- ・需要の喚起や交流人口の拡大
- ・デジタル技術を活用した事業者連携の促進

[基本方針1 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進
すること（条例第11条第1項）]

① 経営基盤の強化及び経営資源の確保

中小企業等が成長・発展を続けていくためには、自社が要する経営資源（人材、資金、設備等）を的確に把握し、確保・活用していくことが重要です。

そのためには、事業戦略や経営計画等（以下「戦略等」という。）を策定し、これらを着実に実行していくことが求められます。これまでの取組により、各産業分野における戦略等の策定が一定進んできておりますが、今般のコロナ禍により企業を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、戦略等の見直しを図る必要性も出ております。

このため、県では、ウィズコロナ・アフターコロナも見据えた、戦略等の策定・見直し・実行に各産業分野で取り組みます。

- ・戦略等の策定・見直し・実行
- ・地域公共交通計画等に基づく運行維持や施設整備支援
- ・地域スポーツハブ展開事業計画に基づく自立促進支援

② 生産性の向上

担い手が減少する中、中小企業等が地域地域で事業を継続していくため、また、国内外の市場において「外商」のさらなる推進を目指して競争力を強化するためにも、継続的に業務の効率化や省力化を進めることが必要です。

また、例えば、増加する介護需要に対しても、担い手不足の中で介護の質を維持・向上し、介護施設が地域での役割を継続的に果たしていくために、業務改善に向けた課題の分析と実践による業務の切り分けやデジタル技術の活用による業務効率化・省力化を進めることが必要です。

このため、県では、関連支援機関との連携強化や外部アドバイザーの積極的活用、デジタル技術の活用を促進することなどにより中小企業等の生産性の向上に取り組みます。

- ・課題の分析等による実践力の強化、改善活動の定着
- ・継続的な改善に向けた働きかけ
- ・モデル事例の創出と横展開
- ・デジタル技術の活用
- ・建設や介護等現場における ICT 機器等の導入・活用研修の実施等による技術向上への支援

③ 新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進

少子高齢化の進行や価値観の多様化による市場ニーズの変化に加え、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化をはじめとする SDGs の達成に向けた取り組みが進展するなど、中小企業等を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

こうした状況において、中小企業等が事業を持続・成長していくためには、市場の変化に応じた新たな製品や技術、サービス等（以下「製品等」という）を継続的に開発することが必要です。

このため、県では、関係機関と連携し、社会環境の変化などを捉えながら、市場のニーズに応じた新たな製品等の開発支援に取り組みます。

また、農業や製造業、サービス業と連携し、デジタル技術を活用しながら各分野の課題解決に資する新たな仕組の構築に取り組みます。

- ・新たな製品等の開発に向けた異業種連携の促進
- ・多様化するニーズを学べる機会の創出
- ・製品等企画書の作成支援
- ・補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・関係機関と連携した支援の実施
- ・デジタル技術を活用した新たな製品等の開発
- ・各分野の課題解決等につながる新たな仕組の構築
- ・社会福祉施設や NPO 法人等が行う地域の課題解決に向けた新たなサービスの創出支

援

④ 知的財産の活用及び産学官の連携

インターネット環境の充実等により事業活動が国内外に拡大したことにより競争が激化しています。また、市場ニーズの多様化や変化のスピードが速まる中、中小企業等が自社だけで革新的な製品等を開発することが困難になってきています。産学官のそれぞれが持つ研究成果の普及促進を図り、取得した知的財産の活用を促進するとともに、関係者の知的財産への理解を深めることが重要です。

このため、県では、大学等との共同研究や他企業などとの連携による市場ニーズに即した製品等の開発支援に取り組む等、産学官連携をより一層促進します。

- ・産学官それぞれの関係者の知的財産への理解の促進
- ・取得した知的財産の戦略的な活用の促進
- ・産学官それぞれが持つ研究成果の共有と活用（製品等の開発含む）

[基本方針2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること（条例第11条第2項）]

⑤ 創業及び新たな事業の創出の促進

人口減少が進む中、地域に必要なサービスを維持していくため、「地産」「外商」の成果をより力強い「拡大再生産」の好循環につなげていくためにも、常に中小企業等による新しい挑戦が生まれ続けることが重要です。

また、コロナ禍が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するために、新分野への進出や業態転換等、事業再構築の検討も必要です。

このため、県では、継続的に新たな挑戦が行われる環境を整え、創業や新たな事業の創出支援に取り組めます。

- ・新たなビジネスプランの作成支援
- ・補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・創業者への伴走支援
- ・新たな事業の創出等に関する相談機能の強化
- ・異業種交流の促進

⑥ 事業の承継の円滑化

中小企業等が培った技術や人材を次の世代に引き継いでいくことは、地域経済の維持・発展のために重要です。全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、経営者の平均年齢が全国的に見ても高いことや、コロナ禍において、黒字であるにも関わらず廃業を選択する中小企業等も出てきていることなどから、事業承継は喫緊の課題です。事業承継は後継者探しをはじめ、社内体制の整備や財務の見直し等、対応すべきことは多く、準備を早く始める必要があります。また、承継に係る手法によっては専門知識が必要となる場合もあります。

このため、県では、関係機関と連携しニーズ等の掘り起こしからアフターフォローまで切れ目なく一貫支援をすることにより、円滑な事業承継につながるよう取り組みます。

- ・売り手と買い手双方の掘り起こし
- ・後継者の有無等に関する事業者の実態把握
- ・経営者への事業承継に係る意識づけ
- ・売り手と買い手のマッチング
- ・資金面での支援

[基本方針 2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること (条例第 11 条第 2 項)]

[基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること (条例第 11 条第 3 項)]

⑦ 中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

域外からの企業の進出は当該分野の生産額及び雇用される従業員数の直接的な増加だけでなく、県内中小企業等にとって新たな取引の開始や、これまで県外で行っていた工程を県内で行うことができるようになるなど、様々な形の相乗効果が期待されます。

このため、県では、引き続き企業誘致の受け皿となる安全・安心で利便性の高い工業団地等の継続的な開発や誘致に係る支援制度の充実に努め、中小企業等の振興につながる企業誘致に取り組みます。

- ・安全・安心で利便性の高い工業団地等の継続的な開発の推進
- ・誘致支援制度の充実
- ・安定的な雇用の創出や地域経済の活性化につながるコンテンツ産業等の魅力ある企業の誘致

[基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること (条例第 11 条第 3 項)]

⑧ 地産外商の強化

全国に先駆けて人口減少・少子高齢化が進行し、県内市場が縮小を続ける中、本県経済の活性化を図るため、これまでに「外商」できるモノやコトを増やす「地産」と、活力ある県外市場に打って出る「外商」の推進に取り組んできた結果、人口減少下においても拡大する経済へと構造転換しつつあります。しかしながら、今般のコロナ禍のように、社会・経済構造は絶えず変化しています。

このため、県では、こうした変化を的確に捉え、デジタル技術も活用しながら、新たなニーズに対応する「地産」の強化を図ります。また、全国においても

人口減少や少子化、高齢化が進行することが見込まれることから、海外にも目を向けた輸出や観光客誘致の取り組みを強化します。

- ・ 県産品やものづくり製品の情報発信の強化
- ・ 国内外見本市・展示会への出展
- ・ 外郭団体やコーディネーターによる外商支援
- ・ 海外事務所やレップ（※）と連携した海外展開

（※）海外での現地代理パートナー

- ・ 新たな製品等の開発や販路開拓に向けた異業種連携の促進
- ・ 新たなターゲットの掘り起こし
- ・ 地域資源の磨き上げと効果的なプロモーション

[基本方針4 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること (条例第11条第4項)]

⑨ 資金供給の円滑化

資金力が十分でない中小企業等にとって、事業活動に必要な資金が円滑に供給されることは重要です。経営の安定や成長・発展のため、自然災害・経済危機・感染症の流行などの危機管理のためといった様々な段階・事象によるニーズがあることから、状況に応じた円滑な融資制度等を構築する必要があります。

このため、県では、中小企業等のニーズを把握し、機動的に対応することで、事業活動に必要な資金の安定的で円滑な供給を図ります。

- ・ 中小企業等の資金ニーズの把握
- ・ 状況に応じた融資制度等の創設・見直し
- ・ 経営安定のための基金造成
- ・ クラウドファンディングの活用検討

[基本方針5 中小企業・小規模企業の人材育成及び確保を図ること

(条例第11条第5項)]

⑩ 事業活動を担う人材の育成及び確保

県内のあらゆる分野の中小企業等が事業を継続・発展させていくためには、担い手となる人材の育成と確保が重要です。

今後、少子高齢化による人口減少がさらに進行していく中で、ますますその重要性は高まってきます。

このため、県では、学校教育の段階からの人材育成等や県外からのUIJターンを含めた人材確保の支援に取り組みます。あわせて、女性・高齢者・障がい者・外国人・就職氷河期世代等の多様な人材が活躍できるような職場環境整備を推進します。

- ・ 学校教育段階での職業観の醸成
- ・ 人材確保のための奨学金制度の活用
- ・ 職業能力の開発、職業相談の実施、職場体験の実施
- ・ 専門分野における資格取得支援
- ・ 様々な媒体を活用した魅力発信
- ・ 県外学生を含めた若者への企業情報の発信
- ・ 各分野の人材確保支援
- ・ UIJターンによる人材の確保
- ・ 有資格者等の再就職支援
- ・ OJT やリカレント教育による人材育成
- ・ 研修会等を活用した異業種交流の促進
- ・ 女性や外国人など多様な人材が多様な働き方により活躍できる職場環境づくりの促進
- ・ 農福連携等の産業間連携による担い手の確保

⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

全国に先駆けて少子高齢化・人口減少が進行している本県においては、多様な人材が活躍できる雇用環境を整備し「働きやすさ」を確保したうえで、さらに「働きがい」を高めて従業員の確保・定着につなげる必要があります。

このため、県では、誰もが「仕事」と「仕事以外の生活」の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の実現に向け、ワークライフバランスの取り組みを推進します。

特に、デジタル技術の活用は多様な働き方の実現に効果があると考えられることから、テレワーク等の活用を推進します。

また、本県では、働き盛りの男性の死亡率が全国に比べて高いことから、従業員の健康管理を重視した健康経営の取り組みを推進します。

- ・働き方改革を進めるための意識の醸成
 - ・業務改善に向けた研修の実施
 - ・高知県建設業働き方改革等支援アドバイザー等による支援
 - ・企業の体制づくり・人づくりへの支援
 - ・働き方改革に取り組む企業の広報や優良事例の横展開
 - ・多様な働き方につながるデジタル技術の活用促進（テレワーク等）
 - ・電子申請をはじめとするデジタル技術の活用促進
 - ・ノーリフティングケア（※1）の普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度（※2）を通じた魅力ある職場づくりの推進
- （※1）「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護する側・される側双方に優しいケア
- （※2）福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながるものが期待される項目について県が一定の基準を定め、基準を満たしている法人（事業所）を認証する制度
- ・スポーツ機会の充実等による健康経営に向けた取組への支援
 - ・行政サービスのデジタル化による事務の効率化やサービス向上

[基本方針6 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること（条例第11条第6項）]

⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進

暮らしを支え、人々が交流する商店街等は、地域のコミュニティや地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。しかしながら、人口減少により中山間地域で商業機能が衰退し、また、市街地でも空き店舗が増加するなど空洞化が進んでいます。地域の賑わいや利便性を確保していくためには、今いる地域事業者の活性化と、空き店舗を活用した新規出店等による新陳代謝を図ることが必要です。

このため、県では、商店街等の振興計画や個々の事業者の経営計画の策定・実行を伴走支援するとともに、その加速化に取り組みます。

- ・商店街等振興計画の策定・実行に対する伴走支援
- ・事業者の経営計画の策定・実行に対する伴走支援
- ・地域の生活を支える商業機能の維持

⑬ 地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

本県には農林水産品の一次産業資源をはじめ、地域地域に多様な資源や地域に根ざした伝統があります。これらは本県の強みであり、地域の活性化のためにそれらを持続的に発展させ活用していくことが必要です。

このため、県では、担い手確保や市場ニーズ等に対応した製品等の開発・磨き上げを促進し、海外市場も見据えた外商活動を展開していくことなどにより、本県の豊かな地域資源や伝統ある地場産業の活性化に取り組みます。

- ・歴史・食・自然環境を生かした観光資源の掘り起こし・磨き上げ
- ・技術の継承、後継者の確保
- ・異業種交流や交流人口の拡大によるニーズ把握の機会の創出
- ・アドバイザー等を活用した商品開発・磨き上げ

- ・効果的な情報発信
- ・新たな販路、サービス提供手法の開発・促進

[基本方針7 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること（条例第11条第7項）]

⑭ 脱炭素化をはじめとするSDGs等の新しい課題への対応

世界全体で脱炭素化をはじめとするSDGsの達成に向けた取り組みが進められており、中小企業等においても、SDGsで定める開発目標や2050年カーボンニュートラルを意識した対応が求められています。

また、絶えず変化する環境の中で、新たな課題が生まれることが想定されます。

このため、県では、脱炭素をはじめとするSDGsの理念等の中小企業等の理解を深めるとともに、今後生じる新たな課題に対して迅速な対応ができるよう支援していきます。

- ・SDGsの達成に寄与する商品造成や製品等開発の促進
- ・脱炭素化を目指した取組の推進
- ・公共交通機関利用促進等による環境負荷の低減
- ・国内外の動向の把握と業界への情報提供
- ・環境の変化による新たな課題への迅速な対応

⑮ 自然災害や感染症への対応の促進

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大も経験し、県内の多くの中小企業等が、非常時においても事業を継続すること、また、減災対策を進めることが求められることとなりました。

このため、県では、様々なリスクに中小企業等が対応できるよう、事業継続計画（BCP）の策定や実効性を高める取組を加速していきます。

特に、多くの要配慮者が入所している施設については、個別訪問・個別相談

を実施するとともに、参考例を提供するなど、施設に寄り添った BCP の策定支援に取り組みます。

あわせて、中小企業等の減災対策をより一層進めていきます。

- ・ 中小企業等の規模や業態に応じた計画策定の促進
- ・ 訓練等を通じた実効性を高めるための取組支援
- ・ 耐震化や危険物撤去などの施設等整備の促進

第3章 指針に基づく施策の推進

1. 推進体制について

取組の主体となる中小企業等に加え、県や関係機関が相互に連携・協働し、「オール高知」で中小企業等の振興を目指します。

2. 県民理解の促進について

中小企業等は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献するとともに、地域社会の担い手としても県民生活を支える重要な存在であることから、県広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら施策を推進します。

3. 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について

中小企業団体、各産業団体、有識者で構成される高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題の検証を行います。また、この指針の実施状況については、毎年度、取りまとめのうえ、県ホームページを通じて公表します。

4. 指針の見直しについて

審議会から、指針に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業等のニーズに即した効果的な施策を推進します。